

運営方針に係る令和7年度の取組状況
及び運営方針中間見直しのポイント

岡山県国民健康保険運営方針について

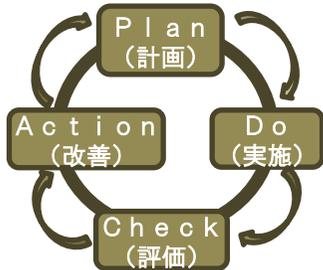
県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進

対象期間：6年間
(第3期：令和6～令和11年度)
3年ごとに見直し



構成

概要

第2章 国民健康保険の財政運営の考え方

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 法定外繰入の発生防止
- 財政安定化基金の財政調整機能

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

- 保険料(税)水準の統一
- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 標準保険料(税)の算定方法

第4章 保険料(税)徴収の適正な実施

- 収納率の推移

- 収納対策:
口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、スマートフォン決済、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押等

- 収納率目標の設定<27/27市町村>

- 収納率目標達成に向けた取組:
収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作成等

第5章 保険給付の適正な実施

- 県による保険給付の点検等:
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定

- レセプト点検の充実強化:
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等

- 療養費の支給の適正化

- 第三者行為求償事務の取組強化

第6章 医療費適正化の取組

- 医療費適正化に向けた取組:
発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等

- 医療費適正化計画との関係等

第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進

- 保険者事務の共同実施:
被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等

- 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払

- オンライン資格確認、マイナンバーカード被保証利用

- 市町村事務処理標準システムの導入促進

- 情報セキュリティ対策

第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携

- 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組:
保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直営施設の積極的活用等

- 他計画との整合

第9章 国保運営における必要な措置

- 県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- 県国民健康保険団体連合会との連携

運営方針に係る令和7年度の取組状況

1 取組の概要

(1) 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

完全統一の目標年度や具体的内容についてWG等を開催し、県と市町村で検討を行った。

(2) 保険料(税)徴収の適正な実施

市町村において、口座振替の原則化など収納率向上に効果的な取組を実施するとともに、コンビニ収納やスマートフォン決済での納付を可能とするなど、収納対策の充実・強化に取り組んだ。

(3) 保険給付の適正な実施

保険給付の実務が法令に従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村等が連携して、第三者求償、レセプト点検など、保険給付の適正な実施を推進した。

(4) 医療費適正化の取組

被保険者の負担軽減と安定的な財政運営のため、県、市町村等が連携して糖尿病性腎症重症化予防対策、特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組など、医療費適正化対策の取組を推進した。

2 主な指標に対する取組状況

主 な 指 標	R 6	→	R 7
収納率目標の設定	26市町村	→	27市町村
収納率全国市町村規模別の上位30%水準達成	7市町村	→	6市町村
第三者行為求償事務（関係機関からの情報提供体制の構築）	27市町村	→	27市町村
重症化予防（二次予防）の推進（医療受診必要者への適切な受診と治療継続の働きかけ）	25市町村	→	26市町村
重複・頻回受診者及び重複投薬・多剤投与者に対する訪問指導等	27市町村	→	27市町村
保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標達成に向けた取組	27市町村	→	27市町村
後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施	26市町村	→	27市町村

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (1/9)

国保運営方針		取組の状況		
第3章 給付金及び標準保険料 (税)の 算定方法	第2節 保険料(税)水準の統一		(新) 令和7年度の新たな取組 (増) 昨年度より実施市町村が増加	
	統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行う。その過程において、市町村間で合意できた国民健康保険事業等については、順次、共通の取扱いとする。	県 市町村	●完全統一の目標年度や具体的内容についてWG等を開催し、県と市町村で検討した。	
第4章 保険料 (税)徴 収の適 正な実 施	第1節 現状			
	2 収納対策の実施状況			
	口座振替の原則化やスマートフォン決済を活用した収納サービスの実施など収納率向上に効果的な取組を進める。	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替の原則化、ペイジー口座振替 ●コンビニ収納、スマートフォン決済(PayPay等) (増) ●インターネット公売、財産調査・差押(タイヤロック等)・搜索 ●コールセンター設置、訪問催告、納付相談 ●多重債務者や生活困窮者に対する専門相談機関の紹介 ●市町村税整理組合の活用 ●収納対策のマニュアル等の作成、滞納整理強化月間の設置 	
	第2節 収納対策			
	1 収納率目標の設定			
	(2) 方法			
	目標設定及び公表	市町村	●目標設定状況：27/27市町村(100%) 1市町村(増)	
	毎年度目標として、保険者努力支援制度の「収納率向上に関する取組」の評価指標である全国市町村規模別の上位30%水準を目指す。	県	●全国上位30%水準達成市町村数：6市町村 (令和8年度保険者努力支援制度(令和6年度実績))	
	2 収納率の目標達成に向けた取組			
	(1) 口座振替促進等の広報事業			
県広報紙等の活用、市町村の共同事業として実施する広報事業への支援	県	●口座振替の利用など保険料の期限内納付について、NHKデータ放送で全県に広報		
(2) 収納担当職員の研修				
市町村の初任者向けの研修の実施	県			
「国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー」の活用による収納率向上及び持続的な収納対策の強化に資する研修を実施するほか、必要な助言等を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事務初任者研修にて、収納事務に係る基本事項の説明 ●国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザーによる研修会を実施 		
(4) 財政支援の実施				
市町村の各年度の収納率や収納率向上の取組に応じた財政支援の実施	県	●国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・県特別調整交付金)を活用した、収納事務に係る口座振替促進のパンフレット作成、納付意欲を促すために行う広報費用等の支援(実施団体：21市町村(増))		

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の実施状況について (2/9)

第5章 保険給付 の適正な 実施	第2節 県による保険給付の点検及び事後調整			
	1 市町村が決定した保険給付の点検	医療給付専門指導員による実地指導等	県	●全市町村で実施
		市町村を跨いだ視点での点検、関係法令違反又は不当に行われたおそれがあると認めた保険給付の再審査請求の実施	県	●市町村が支給決定した給付に関する再審査請求の実施 (3件) 【R7.11末現在】
	2 広域対応が必要な不正利得返還事務	広域的な事案や法的な手続きが必要とされる専門性が高い事案について、市町村から事務の委託があった場合には、県による返還請求を実施	県	●対象案件なし
		第3節 療養費の支給の適正化		
	1 点検データによる効率的な点検の促進	医療給付専門指導員による助言等の実施	県	●全市町村で実施
		療養費支給点検研修事業の実施		
		療養費支給に関するマニュアルを活用し、市町村等の担当者を対象とした研修会を開催	県	●マニュアルを活用した研修会 (R7.6) や指導・助言を実施
	3 定期的指導や助言の実施	医療給付専門指導員が市町村ごとに実地指導や助言を定期的実施	県	●全市町村で実施
		第4節 レセプト点検の充実強化		
1 点検データによる効率的な点検の促進	医療給付専門指導員による助言等の実施	県	●全市町村で実施	
		市町村	●市町村における点検実施状況：27/27市町村 (100%) (国保連へのレセプト点検：20市町村 レセプト点検員の独自雇用：7市町村) ・国保連合会の点検データを活用し、療養費支給申請書や第三者行為の疑いのあるレセプトの確認及び調査を行っている。 ・入院中の他医受診や入院が月2か所以上ある人のリスト作成・点検 ・高額点数の薬剤等に重点を置き、3か月に1度のミーティングで重点項目及び問題点等を提起し、改善に取り組むことで点検強化を図る。 等	
2 レセプト点検研修の実施	レセプト点検専門員を対象とした研修会の実施	県	●レセプト点検員打合せ会 (R7.6) 及びレセプト点検員意見交換会 (R7.12) を開催	
	3 定期的・計画的な指導や助言の実施			
	医療給付専門指導員による実地指導や助言の実施	県	●全市町村で実施	
4 レセプト点検業務推進会議の実施	レセプト点検業務推進会議において、レセプト点検の効率化に向けたシステム改修や効果的な点検方法についての検討を実施	県	●レセプト点検業務推進会議を検討	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の実施状況について (3/9)

第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化			
1 第三者行為求償事務の取組強化			
(1) 担当者研修会の開催			
第三者行為求償事務アドバイザーを招いた研修会や弁護士による講演会等の開催	県	●初任者向け研修の実施 (R7.5県、R7.5国保連) ●求償事務アドバイザーによるYouTube研修を実施 (R7.8国保連)	
(2) 研究会の設置			
第三者行為求償事務研究会において、具体的な実務や周知広報の強化等についての協議、国保連受託事務の追加について検討を実施	県	●第三者行為求償研究会 (国保連) において、直接求償事務の対象範囲の拡大等について検討 (直接求償事務は29件受託、うち完了14件)	
(3) 周知広報の強化			
ホームページや広報紙等を活用した周知や覚書を遵守した報告制度の活用	市町村	●取組状況：27/27市町村 (100%) ・市町村ホームページ・広報紙掲載による傷病届の提出義務の周知 (増) ・被保険者証交付・更新時にパンフレット等を送付 (増) ・傷病届様式のHPへの掲載 ・第三者行為有無の欄を設けた高額療養費等の各種申請様式のHPへの掲載 等	
第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知	県	●保険者実地指導時に被保険者への周知を依頼	
損害保険会社等に対して傷病届の作成・提出代行について働きかけ	県		
(4) 関係機関からの情報提供体制の構築			
消防や保健所等の関係機関からの情報提供体制構築の取組	県	●衛生担当部局から提供のあった食中毒情報を市町村に周知 (6件)	
	市町村	●取組状況：27/27市町村 (100%) ・関係機関：県、保健所、庁内関係課 (食中毒情報や相談内容等)、消防署 (交通事故による救急搬送、国保直診に第三者によるけが等)、地域包括支援センター、損害保険各社、消費生活センター	
2 保険者間調整の促進			
被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進	県	●必要に応じて保険者に助言	
マイナンバーカードの被保険者証利用のメリット等の周知、紙媒体の被保険者証を使用する者に対する国保の資格喪失後の保険医療機関等の適正な受診や、他の医療保険に加入後も国保の資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出についての広報の実施	県	●保険者実地指導時に適正な届出の周知について助言 ●保険者協議会と連携し、マイナンバーカードの被保険者証利用のメリットを周知した。 ●保険証の終了に伴い更新時期前に保険証に代わる資格確認書の広報実施	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (4/9)

第6章 医療費適 正化の取 組	第2節 医療費適正化に向けた取組			
	1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組			
	(1) 被保険者への普及啓発			
	<p>県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、医師会、国保連と連携した普及啓発や受診勧奨の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発</p>	県	<p>●特定健診の必要性について、チラシ等で啓発を実施。保険者協議会において、ポスター広告等を作成し、特定健診の受診を啓発。</p>	
<p>医師会と連携し、県内の医療機関に対して特定健診の重要性を啓発し、医療機関が治療中の患者に対して特定健診の受診勧奨を実施。また、かかりつけ医から特定健診の受診を勧めてもなお未受診の患者については、医療機関が保有する検査データを市町村に提供し特定健診の受診者とみなすことで、受診率の向上を図る。</p>	県	<p>●県医師会と集合契約を行い、居住地に関わらず検査データ提供が可能となる情報提供事業を実施。また、県医師会と連携し、情報提供事業や特定健診の必要性について、県内の医療機関に対する普及啓発を実施。</p>		
<p>「おかやま在宅保健師等の会「ももの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施</p>	国保連	<p>●特定健診受診率向上に向けた未受診者への電話勧奨（令和7年12月末現在の実績及び令和8年3月までの計画から算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託市町村数：13市町村 ・電話勧奨に携わった「ももの会」会員：25名 ・電話勧奨に要した日数：141日 <p>●特定保健指導実施率向上に向けた初回面接（令和7年12月末現在の実績及び令和8年3月までの計画から算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託市町村数：5市（増） ・指導に携わった「ももの会」会員：10名 ・指導に要した日数：50日 <p>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援事業（令和7年12月末現在の実績及び令和8年3月までの計画から算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託市町村数：3市町（増） ・一体的実施支援に携わった「ももの会」会員：4名 ・一体的実施支援に要した日数：28日 		
(2) 市町村への助言				
<p>国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施</p>	県	<p>●国保連や岡山大学病院と連携し、糖尿病予防やCKD対策に関する研修会を実施</p> <p>●県国保ミーティング（保健所・支所、市町村担当者会議）で地域課題や取組事例を情報交換（新）</p> <p>●保健所が、管内市町村等と会議や研修会等を実施</p>		

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (5/9)

2 生活習慣病対策に向けた取組		
(1) 発症予防（一次予防）の推進		
ア 規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重の維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員による減塩活動や声かけ運動などの支援	県	●栄養委員研修会、食生活講座、一口運動による健康づくり普及事業、減塩食普及活動、生活習慣改善サポート研修会等の栄養委員活動に対する支援
	市町村	●取組状況：25/27市町村（93%）
イ 身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ	県	●愛育委員による家庭訪問・地域での声かけを実施
	市町村	●取組状況：25/27市町村（93%）
ウ 歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援	県	●歯と口の健康週間、いい歯の日を中心とした普及啓発（啓発ポスター作成・配布） ●市町村の歯周疾患検診等の適切な実施のための歯科保健対策への専門的・技術的支援 ●医科歯科連携のための合同研修会
	市町村	●取組状況：26/27市町村（96%）1市町村（増）
(2) 重症化予防（二次予防）の推進		
糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ	市町村	●取組状況：26/27市町村（96%）1市町村（増） ・ハイリスク者を抽出（増） （空腹時血糖126mg/dl以上又はHbA1c6.5以上など） ・文書、電話、または訪問による受診勧奨（増） ・保健師・看護師等による訪問指導（増） ・医師会等との連携による定期的な面談等による指導 ・遠隔面接やアプリケーション等を用いた保健指導を実施できる体制の構築（増） ・市町村が把握している保健医療情報（PHR）及び対象者が自ら日々測定する電子データ（PHR）を活用した保健指導 ・禁煙関連疾患対策を兼ねた禁煙を促す取組の実施（新）等
	県	●県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 ●経年分析を実施するための研修会、保健指導のスキルアップを目的とした研修会を実施
糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業の実施に向けた環境整備、岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定、市町村職員や保健指導実施者などに対する人材育成のための研修会の開催、糖尿病性腎症重症化予防を各市町村で効果的に行うための資料作成や助言・支援、国保連と連携した情報提供の実施	県	●市町村担当医との連携により、地域の実情を把握。また、岡山大学、国保連会との連携により、アウトカム評価を実施し、それらの内容を基に、市町村に対する研修会を実施
糖尿病性腎症重症化予防プログラムのアウトカム評価事業において市町村用に作成及び配布したプログラムマニュアルを元に、医療機関、国保連と連携し、好事例が横展開されるよう情報提供を実施	県	●保健事業支援員によるデータ分析および、国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費等の分析を実施し、保険者へ提供
国保データベース（KDB）システムデータにより、市町村の現状分析を実施し、情報提供を実施	県	●保健事業支援員によるデータ分析および、国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費等の分析を実施し、保険者へ提供
(3) 再発防止（三次予防）の推進		
地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整	県	●糖尿病医療連携やCKDネットの推進のため、各保健所が管内市町村や地域の医師会等と協議や情報共有を実施

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (6/9)

3 後発医薬品の使用促進に向けた取組		
<p>国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品の差額通知の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） 【実績把握・差額通知以外の使用促進の取組例】 ●ジェネリックお祝いカード付保険証ケース、ジェネリック医薬品希望シール等啓発グッズの配布、パンフレット等による周知 ●HPや広報誌への記載 ●医師会、薬剤師会、歯科医師会へジェネリック医薬品の使用促進協力依頼実施
<p>出前講座や講習会等による普及啓発の実施、保険者協議会と連携した医師会等への後発医薬品の使用促進に向けた協力依頼の実施</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会の開催 ●パネル展の実施 ●後発医薬品普及啓発資材の作成・配布 ●後発医薬品の普及啓発に関するチラシの配布
4 重複・頻回受診者及び重複投薬・多剤投与者に対する取組		
<p>重複・頻回受診者に対する適正受診についての訪問指導等、重複投薬者に対する適切な服薬についての訪問指導等の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） ・対象者の抽出基準を設定し、KDBシステム等を活用した概数の把握 ・服薬情報の通知や保健師等による訪問・電話指導 ・訪問・電話指導実施後の改善状況の確認、実施後の評価 ・適正な医療に関するパンフレット・チラシの送付等（増）
<p>国保連と連携し、国保データベース（KDB）システム等レセプトデータによる対象者の抽出や訪問指導等の在り方についての市町村へ助言</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●保険者実地指導時にKDBシステムから抽出した対象者リストの活用等について助言
5 医療費通知の実施		
<p>受診に要した医療費通知の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） 【医療費通知以外の適正化への取組例】 ●適正受診を啓発するパンフレット・チラシ配布、HP掲載 ●国保広域共同事業としてセルフメディケーションの推進（啓発資材（クリアファイル）作成）
6 保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標達成に向けた取組		
<p>国保データベース（KDB）システム等を活用した受診率・受療率、医療の動向等の定期的な把握</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） ・受診率や総医療費、疾病分類などを保健事業計画策定の基礎資料として活用 ・特定健診受診率や医療費の分析を行い、健診の受診勧奨や重症化予防事業の実施に活用 ・受診勧奨時等のPRに活用 ・分析結果を、国保事業における検討会で地域の医師・有識者と共有
<p>分析の実施、市町村が策定する保健事業実施計画（データヘルス計画）に掲げた目標について、目標達成状況の評価や次期計画策定が行えるよう支援</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に助言や指導等を行えるよう、各保健所において、国保ミーティング等を実施 ●データヘルス計画の県共通指標（10項目）について国保連へ算出依頼し、市町村へ提供。
<p>「保健事業支援・評価委員会」の開催及び支援</p>	国保連	<ul style="list-style-type: none"> ●保健事業支援・評価委員会の開催（3回） ●保健事業計画策定・実施評価等について、外部有識者らによる国保ヘルスアップ事業申請市町村への助言等

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (7/9)

7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施			
	独自のヘルスケアポイント制度の実施など被保険者の自主的な健康づくりを推進する取組の実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：22/27市町村（81%） ・健康ポイント事業の実施 ・健康ポイント事業における商工部局や都市整備局等との連携、地域の民間企業や商店街との連携 ・健康ポイント事業の効果検証、改善、見直しの実施
	市町村の先進的な取組が横展開されるための情報提供	県	●各市町村が実施している事業について、情報提供を実施
8 被用者保険等との連携			
	県と全国健康保険協会岡山支部との県民の健康づくりに取り組む協定に基づき、特定健診・がん検診の受診促進や健康づくり対策事業等について連携した取組の実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●協会けんぽが実施している「晴れの国から健活企業応援プロジェクト」への協力 ●おかやま健康づくりアワードへの協会けんぽからの推薦等
	生活習慣病予防のための健康教育、保健指導などの保健事業を実施する岡山県保険者協議会と連携した取組の実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診受診率向上のため、保険者協議会でポスター広告等による広報活動の実施 ●特定保健指導実践者育成のための研修会（初任者研修）の実施
9 県による財政支援の実施			
	市町村が行う特定健診や特定保健指導、医療費通知、インセンティブ事業等の実施、重複・頻回受診・重複投薬・多剤投与是正など医療費適正化に向けた取組に対する財政支援の実施	県	●保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用して、インセンティブ事業等の実施、被保険者指導等の徹底のための特定健診の項目の追加等の医療費適正化に向けた取組促進を支援（実施団体：26市町村（増））
第3節 岡山県医療費適正化計画（第4期）との関係等			
1 岡山県医療費適正化計画との整合			
	岡山県医療費適正化計画（第4期・令和6～令和11年度）に定める取組との整合性を図りながら、医療費適正化を推進	県	<ul style="list-style-type: none"> ●医療給付専門指導員によるレセプト点検の指導強化 ●保健事業支援員によるデータ分析の実施及び国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費等の分析を実施し、市町村へ提供
2 その他			
	高医療費市町村にあっては、国保データベース（KDB）システムを活用した要因分析や保健事業のさらなる充実等効果的な対策の検討、計画的な実施	市町村	●取組状況：4/4市町村（100%）
	指導監督等を通じてその実施状況を確認、指導や助言の実施	県	●保険者実地指導時にレセプト点検の強化や医療費分析データの活用等について助言

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (8/9)

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組		
	1 事務の共同化		
	国保連が実施する共同事業への参加市町村を増やすとともに、事業内容の拡大・充実を図る	国保連	●共同事業の委託調査時に、事業の取組内容を伝え参加を促す。
	市町村の費用の削減や事務負担の軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施	国保連	
	(1) 高額療養費の申請勧奨通知の作成		
	高額療養費申請勧奨通知の作成	国保連	●勧奨通知作成委託市町村数：27市町村 作成回数：毎月 ●高額療養費のお知らせ及び支給申請書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施（委託市町村数：12市町村（増））
	作成条件を統一し通知書の印刷から発送までを一体的に行う取組の実施	国保連	●支給決定通知書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施（委託市町村数：8市町村（増））
	(2) 資格過誤による返戻		
	国保連が国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、保険医療機関等への返戻処理を実施	国保連	●委託市町村：23市町村 処理回数：毎月 ・実績（R7.4～R7.11処理分）R7/12/1現在 ・処理件数：8,714件、返戻件数：6,957件、返戻割合：80%
	(3) 医療費通知等の作成		
	医療費通知等の作成	国保連	医療費通知 ●委託市町村数：27市町村、作成回数：2回 ・作成ごとに通知書を活用し、様々なお知らせを発信。 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。 後発医薬品差額通知 ●委託市町村数：27市町村、作成回数：3回 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金8%割引を実現。
	作成条件を統一し通知書の印刷から発送までを一体的に行う取組の実施	国保連	
	2 国民健康保険に係る業務支援システムの標準化		
	県クラウドの運営、市町村における標準システムの計画的な導入の支援、県クラウド参加市町村におけるガバメントクラウドの利用についての検討	県 国保連	●市町村事務処理標準システム、県クラウド及びガバメントクラウドに係る国調査集計及び情報共有 ●市町村事務処理標準システム岡山県クラウド参加市町村：15市町村 ・県クラウド及びポータルサイトの運用 ・当該システムが標準化移行を実施するための支援
	3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払		
保険給付費等交付金の直接支払いの実施	県	●H30年度から保険給付費等交付金（普通交付金分）の直接支払を実施し、令和7年度も滞りなく実施されている。	
4 オンライン資格確認及びマイナンバーカードと被保険者証の一体化について			
一体化に伴う事務運用の共通化	県	●保険証の終了に伴い更新時期前に保険証に代わる資格確認書の広報実施	
5 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策			
個人情報を含む重要情報の適正な管理	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） ・個人情報を取り扱う基幹系ネットワークとインターネット接続する情報系ネットワークの分離 ・個人情報の移送の際、暗号化の設定等を行い、電磁的記録媒体もしくは専用線等の通信を使用 ・二要素認証の導入、個人単位での業務権限付与 等	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和7年度の取組状況について (9/9)

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携		
	(1) 県の取組		
	ア 国保連と連携して、国保データベース（KDB）システムを活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を実施し、市町村に提供） ●本県の健康課題と市町村ごとの健康課題を明らかにし、市町村が実施する保健事業に活用できるように、国保連、産業医科大学、岡山大学と連携して、健診、医療、介護データを一体的に分析し、市町村へ提供
	イ 市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の合意形成と連携を進めるため、岡山県在宅医療推進協議会を実施。 ・岡山県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業への助成。
	ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実等について支援を実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（R6～R8）に定める次の施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅医療と介護の連携の推進、②中重度者を支える在宅サービスの充実、③認知症施策の推進、④地域支援事業の推進、⑤介護予防の推進・生活支援の体制整備、⑥住まいの安定確保
	(2) 市町村の取組		
	ア 庁内連携に向けた体制の整備	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%）1市町村（増）
	イ 被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との連携	市町村	●取組状況：26/27市町村（96%）
	ウ 国保データベース（KDB）システムを活用した地域の健康課題の把握や保健事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出、保健師等の医療専門職によるアウトリーチ支援等の実施や通いの場への積極的関与の実施	市町村	●取組状況：23/27市町村（85%）
	エ 被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員等健康づくりボランティアによる介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：26/27市町村（96%） 【支援例】 ●愛育委員、栄養委員等健康づくりボランティアによる健康づくり活動 ●市民の健康と福祉のまちづくり事業推進会議による地域の健康づくり活動 ●住民が主体的に実施するサロン等で健康教育・健康相談・活動継続のための支援の実施 等
オ 地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：13/15市町村（87%） ・国保直診の医師による健康講話や体操等の健康教室 ・居宅介護事業所と連携した在宅支援 ・人間ドック等の保健事業の実施（増） ・地域ケア会議等に直診施設の医師への参加 等 	
カ 後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データ等の提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%）1市町村（増） ・健診データの提供・総合的分析（増） ・健診、健康教室の実施などの健康教育、健康相談の一体的実施（増） ・特定検診結果に基づく予防のための個別通知や訪問指導を後期高齢者移行後も継続実施 等 	
キ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者、医療関係者、介護事業者関係者、及び地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画	市町村	●取組状況：17/27市町村（63%）	

現年分の保険料（税）収納率目標の設定状況（1/2）

＜別紙＞

	第2期運営方針対象期間			第3期運営方針対象期間						備 考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
岡山市	前年度 以上	93.5	93.6	93.70%	93.90%					R8年1月、岡山市市税等滞納整理強化対策本部会議を開催し、第4期中期目標（令和8年度～令和12年度まで）の目標収納率を策定予定
倉敷市	前年度収納率を上回る			94.5%以上						倉敷市行財政改革プラン2025（令和7年度から令和11年度まで）にて設定
津山市	96.37%	96.40%	96.30%	96.00%	96.20%					津山市国民健康保険料収納対策緊急プランにて毎年度設定（R6年度実績96.11%）
玉野市	94.1%		94.1%	95.0%	95.0%					玉野市国民健康保険料収納対策緊急プランにて毎年度設定
笠岡市	95.50%	95.80%	96.10%	96.40%	96.45%	96.50%	96.55%			R7年度に笠岡市国民健康保険料収納対策緊急プランを改正し、R7年度～R9年度の目標収納率を設定
井原市	94.0%		96.00%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	井原市国民健康保険料収納対策実施計画（R7.4.1～R9.3.31）、井原市第7次総合計画（前期：H30年度～R4年度 目標値94.0%、後期：R5年度～R9年度 目標値96.0%）、井原市第8次行政改革大綱・行政改革プラン（R7年度～R11年度 目標値96.0%）
備前市	95.44%	94.02%	95.02%	95.02%	95.02%	95.02%	95.02%	95.02%	95.02%	収納対策基本方針で毎年度設定（前年度決算見込み以上）
総社市	95.20%		95.20%	95.20%	95.20%		95.20%		95.20%	総社市国民健康保険料収納対策実施計画にて設定
高梁市	96%	96%	96%	96%	96%					令和7年度高梁市国民健康保険事業計画にて、国保税の収納率の目標値を設定
新見市	97%	97%	97%	97%	97%					過年度の収納率を参考に97%を目標値に設定
和気町	96.0%	96.2%	97.0%	95%	97%					R7年度は収納率97%以上を目標として取り組む。
早島町			95.0%	95.0%	94.5%					令和7年度早島町国民健康保険事業計画にて設定
里庄町	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	97.50%	里庄町国民健康保険料収納対策緊急プランで設定

現年分の保険料（税）収納率目標の設定状況（2/2）

＜別紙＞

矢掛町	98.0%	98.0%	98.2	98.2%	98.2%	98.2%				2年ごとに定める矢掛町国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
新庄村	95%	95%	95%	95%	95%					国民健康保険事業計画にて設定（毎年度更新）
勝央町	97.40%	97.40%	97.40%	97.40%	97.40%					過去の収納率を参考に、おおむね97.4%を目標とし収納に取り組む。
奈義町	96.00%	97.00%	97.00%	97.00%	98.00%					奈義町行財政改革(R7-R11)より97.0%以上を目標としている。
美作市	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	95.00%	R7年度末の収納率を95.0%以上の達成を目標
西粟倉村	99.11%	99.11%	99.11%	99.11%	99.11%					2年ごとに定める西粟倉村国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
久米南町	97.50%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	久米南町国民健康保険税収納対策プランで収納目標を設定
吉備中央町					97%					過年度の収納率を参考に97%以上を目標値に設定
瀬戸内市	96%以上			96.00%	96.00%	96.00%				瀬戸内市国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
赤磐市	95%以上			95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	R7年度は収納率95.0%以上を目標として取り組む。
真庭市	97.2%	97.2%	97.2%	98.3%	98.3%	98.3%	98.4%	98.4%	-	令和6年8月開催の真庭市市税等滞納整理対策本部会議で、令和10年度までの収納率目標数値を策定。毎年度実績を検証し、必要に応じて見直しを行う。
鏡野町	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%					鏡野町国民健康保険税収納対策プランで毎年度収納目標を設定
美咲町	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	
浅口市	94.9%	95.9%	95.9%	96.0%	96.0%	96.1%				浅口市国民健康保険税収納率向上対策計画を作成。R5実績95.05% R6実績94.77%

第3期岡山県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

現行の運営方針(令和6年～11年度)が令和8年度に運用後3年を迎えることから中間見直しを行う。

1 運営方針の期間

○対象期間

6年計画である医療費適正化計画や保健医療計画等との整合性を図り、第3期方針から6年に改められたが、安定的な財政運営や、国民健康保険事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、取組状況を概ね3年ごとに把握・分析・評価し、必要な見直しを行うこととされている。

2 見直しのポイント

○保険料(税)水準の統一

将来的に完全統一を目指すこととしている保険料水準について、新たに納付金ベースの統一の目標年度について記載を行うとともに、引き続き、完全統一に向けた課題等の整理やその解決に向けた検討を行う。

○医療費適正化の取組

持続可能な国保運営を図る上で、保険者による予防・健康づくり等の推進が重要であることから、医療費適正化の取組を進める。

○法定外繰入の発生防止

市町村が行っている決算補填目的の法定外繰入は、令和6年度に解消されたが、今後、新たな法定外繰入が生じないよう機会を捉えて助言等を行う。

○事務の標準化・広域化

被保険者数の減少により保険者の小規模化が進んでいることから、持続可能な国保運営を図るため、事務の標準化・広域化の取組を進める。

○財政安定化基金の財政調整機能

令和4年度から財政安定化基金に付与された財政調整機能の運用方法等についての考え方を整理する。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（一部抜粋）：令和8年1月改定

（2）市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項（抜粋）

（趣旨）

○令和6年度以降については、国保の財政運営の安定化を図りつつ、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、次期国保運営方針では、保険料水準の統一の達成目標や達成年度、達成に向けた取組等を定め、保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速化させるための期間とする。

※ 国として各都道府県の保険料水準の統一に向けた取組を支援するため、「保険料水準の統一加速化プラン」を作成しており、令和11年度（令和12年度保険料算定）までに、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに「完全統一」に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標としている。

（保険料水準の統一に向けた検討）

○保険料水準の統一については、同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金（算定基礎額）ベースにおける統一」の大きく2つの手法が考えられるが、各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。

（中略）

また、地域の実情に応じて、国保運営方針に記載する保険料水準の平準化に関する事項については、次のとおりとする。

- ・ 統一に向けた基本的な考え方
- ・ 統一の定義に関する事項
- ・ 統一の目標年度に関する事項
- ・ 統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（一部抜粋）：令和8年1月改定

（1）国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し（抜粋）

（財政安定化基金の運用）

- 国民健康保険事業の財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し、貸付又は交付を行うこととされている。

（中略）

- 財政安定化基金には、令和4年度から財政調整機能が付与され、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し、都道府県国民健康保険特別会計に繰り入れることができるとされている。

（中略）

- 国保運営方針において、財政安定化基金の運用ルールの基本的な考え方を定める。

※具体的には、「特別な事情」の基本的な考え方、交付額の算定の考え方、激変緩和への活用の考え方、交付を行った場合の補填の考え方、財政調整事業の活用の考え方等を定めることが考えられる。

（5）都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

（趣旨）

- 近年、国保の被保険者数は毎年減少しているものの、被保険者全体に占める65歳から74歳までの前期高齢者の割合は増加しており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年にかけて、増加することが見込まれる。都道府県が令和6年度以降の国保運営を行うに当たっては、2025年以降も見据えて、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、医療費適正化計画とも整合性を取る形で、予防・健康作りや重症化予防等の医療費適正化の取組を推進する必要がある。

※その他、子ども・子育て支援納付金分や資格確認書の様式や有効期限などについて、若干の改定があった。

岡山県国民健康保険運営方針について

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定



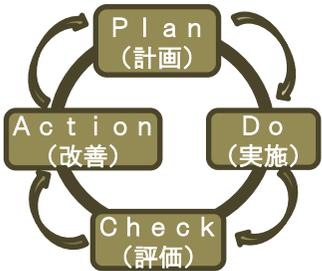
策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進

構成	概要
第2章 国民健康保険の財政運営の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者数及び世帯数等の状況 ○医療費の動向及び将来の見通し ○国保財政運営の現状 ○法定外繰入の発生防止 ○財政安定化基金の財政調整機能
第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料(税)水準の統一の目標年度など ○納付金の算定方法(医療費水準の反映等) ○標準保険料(税)の算定方法
第4章 保険料(税)徴収の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○収納率の推移 ○収納率目標の設定<全市町村> ○収納対策 口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、スマートフォン決済、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押 等 ○収納率目標達成に向けた取組 収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作製 等
第5章 保険給付の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○県による保険給付の点検等 全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定 ○療養費の支給の適正化 ○レセプト点検の充実強化 国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催 等 ○第三者行為求償事務の取組強化
第6章 医療費適正化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化に向けた取組 発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施 等 ○医療費適正化計画との関係等
第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者事務の共同実施 被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成 等 ○市町村事務処理標準システムの導入促進 ○県による審査支払機関への診療報酬の直接支払 ○オンライン資格確認、マイナンバーカード被保証利用 ○情報セキュリティ対策
第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組 保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直診施設の積極的活用 等 ○他計画との整合
第9章 国保運営における必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ○県国民健康保険運営方針等連携会議の設置 ○県国民健康保険団体連合会との連携

令和8年度
対象期間：6年間
(令和6～令和11年度)
3年ごとに見直し



運営方針の中間見直しに向けた今後のスケジュール案

<p>令和7年度</p> <p>1月</p> <p>2月</p>	<p>連携会議・WG</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の取組状況の報告・検証 ・ 改定のポイントについて <p>第2回運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の取組状況の報告・検証 ・ 改定のポイントについて
<p>令和8年度</p> <p>～7月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>11月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>	<div style="border: 2px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>改定素案作成 ※連携会議・WGで随時協議・検討</p> </div> <p>市町村意見聴取</p> <p>第1回運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定素案の審議 <p>市町村へ法定の意見聴取</p> <p>第2回運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定案の諮問・審議 <p>パブリックコメント</p> <p>第3回運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定案の答申・審議 <p>改定運営方針施行</p>
<p>令和9年度</p> <p>4月～</p>	<p>改定運営方針 対象期間</p>